

平成27年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成27年9月24日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第4 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示

について

- 日程第5 報告事項3 平成27年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第6 報告事項4 平成27年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について

開会 午前9時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年瑞穂町教育委員会第9回定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年瑞穂町教育委員会第9回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、滝澤委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。
はじめに教育長より報告をお願いします。

教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了します。

森田委員長 日程第3、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

教育長

ご説明いたします。

瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、よろしくお願ひします。

教育課長

説明いたします。概要をご覧ください。

今回の改正は大きく2つの内容となります。

まず1点目ですが、補助限度額の変更で（別表1、2）、まず、市町村民税が非課税、または市町村民税の所得割課税額が非課税となる世帯の第1子、第2子の補助限度額を引き上げます。

別表第1で第1子199,200円を272,000円に、第2子253,000円を290,000円に、別表第2第2子253,000円を290,000円に引き上げます。

次に、子ども子育て支援新制度の導入に伴う変更で、第1条、第2条の幼稚園を新制度に移行しない幼稚園として特定するものになっています。また別表において第2子、第3子の定義に特例保育、家庭的保育事業等を利用する児童を加えるものです。

附則といたしまして、この改正は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用するものです。

以上簡単ですが、説明といたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員

旧と新を比較しますとかなり額が上がっているようですけれども、子育て支援制度によって国からおりてきた内容に則してのものでしょうか。第2子、第3子については、今までそれほど補助の対象になっ

ていなかったのでしょうか。無認可保育園のことだと思われるのですが、今まで、補助の対象ではなかったのでしょうか。以上3点についてお聞きしたい。

教育課長 1点目の額についてですが、こちらは国が幼稚園に掛かる費用、保育園に掛かる費用を全国的に調査し、一人当たりの算定をした中で、このランクに対しては補助金が低いということで、国の方から提示された金額を上乗せして提示しているものであります。

また、第2子、第3子につきましては、今までもかなり手厚く出しているところでありまして、ご覧いただくと第1表のほうでも、第3子以降につきましては、生活保護を受けている家庭と同じ額が出るような形で、子どもの多い家庭に対しては、なるべく手当てを多く出しているところであります。

続きまして3点目にも関することですが、今回特定保育園、家庭的保育事業を利用する児童に対しては、福祉関係で補助金が出ますので、幼稚園の方では出ないのですが、第2子、第3子について、特定保育園や家庭的保育事業に通われている子も算定に入れて補助しています。

森田委員長 新旧対照表の要綱第1条の新制度の内容をもう少しご説明願いたい。もう1点、額が変わったところもありますが、今、子どもの貧困は問題になっています。実際に、第5条の適用者というのは、特に生活保護の家庭や非課税の家庭はどのくらいいるのでしょうか。

教育課長 1点目の新制度についてですが、本年4月1日から子ども子育て支援新制度、これは法律で施行されています。これに基づきまして、幼稚園に関しまして新制度に移行した場合に、今まで保護者への補助金として行っていたものを、幼稚園の園に対するものになります。正確に言いますと、幼稚園から認定こども園に移行します。ただ、認定こども園まではいかないのですが、それに近い園に移行する幼稚園もありまして、この新制度に基づきまして、今までの幼稚園が、既存の幼稚園、新制度に移行した幼稚園、認定こども園に移行した幼稚園という形で3種類に分かれることになります。その中で今回の補助

金の対象となるのは、既存の幼稚園のみとなります。新制度に移行した幼稚園と認定こども園につきましては補助対象とはなりません。この2つの園は基本的には、今までの幼稚園だけではなくて保育機能も有する幼稚園として、保育園と同様に福祉課の管轄するものになります。町内の3つの幼稚園につきましては、新制度に移行する幼稚園はございません。近隣ですと、多摩地区では2つから3つの園が新制度に移行するという情報を耳にしています。

2点目の人数につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどご提示させていただきたいと思えます。

森田委員長 分かりました。そうしますと、瑞穂町では第1条に該当する園は、ないということですか。3園については、新制度に基づくものではなく、元々の制度によるものということですか。

教育課長 この新制度に関しては、瑞穂町に所在する幼稚園については、新制度に移行しない幼稚園になります。ただし、町内在住のお子さんが、町外の園に通っている場合、昭島にあります幼稚園と羽村にあります幼稚園に関しまして、新制度に移行しておりますので、その園児に関しましては、新制度に基づき改めて、福祉課で改めて補助の対応を行うこととなります。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。

森田委員長 次に日程第4、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

教育長 ご説明いたします。

瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、よろしく申し上げます。

教育課長

ご説明いたします。

子ども子育て支援新制度の導入に伴い、新制度下での私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、特定教育保育施設及び対象園児等を明示する改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条で、保護者負担軽減の目的を改めて新制度に移行した場合のものに書き換えています。第2条では、先ほどお話したように、新制度下での私立幼稚園、幼稚園類似施設、特定保育施設、特定教育保育施設及び対象の園児を定義し直しています。その他につきましても、新制度移行に伴い対象幼稚園、対象園児に係る文言の整理となっております。この改正によりまして、補助額や対象の園児等、大きな変更はございません。この改正による補助金や対象援助の変更となるような私立幼稚園等はありません。

附則といたしまして、この改正は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から遡及して適用するものです。

以上簡単ですが、説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

森田委員長

次に日程第5、報告事項3、平成27年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

教育長

ご説明いたします。

瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。

はじめに、文化賞2件です。種目、氏名及び団体名の順に読み上げます。

書道、清水 菜緒、書道、志村 京香。

次に、文化奨励賞1件です。吹奏楽、瑞穂中学校 吹奏楽部。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 詳細について、ご説明いたします。

瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、平成27年9月4日(金)午後7時から表彰審査会を開催しました。

文化連盟の服部会長が審査会会長となり議事を進めていただきました。

今回の文化賞申請受理件数は、個人2件で2件とも該当となりました。文化奨励賞の申請受理件数は団体で1件、こちらも該当となりました。今回該当となった被表彰者及び被表彰団体は、先ほど教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見といたしまして、文化賞は全員一致で受賞との意見です。文化奨励賞につきましては、表彰要綱第3条の表彰基準には該当するが、第13条の表彰回数で1人1回と規定されており、団体表彰の場合は前年表彰時と半数以上が入れ替わっていることとありますが、中学校3年間で受賞できない生徒が出ないように、また奨励賞であり中学生の励みともなるため前年に引き続き表彰すべきと全員一致で受賞との意見です。

この意見を、9月10日(木)に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者として決定することになりましたので、報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月31日(土)に開催予定の総合文化祭開会式で実施する予定です。

以上、平成27年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

森田委員長

以上で説明が終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項3を承認いたします。

森田委員長

次に日程第6、報告事項4、平成27年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、教育長より説明を求めます。

教育長

ご説明いたします。

瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、審査会より提出された意見書を尊重し、次のものを被表彰者と決定しましたので、報告するものです。

初めに、優秀賞3件です。種目、氏名及び団体名の順で読み上げます。

ソフトテニス、永井 果歩、ウエイトリフティング、井上 雅人、ソフトボール、瑞穂スワローズ。
次に、奨励賞6件です。

サッカー、横山 野ノ香、軟式野球、坂本 竜人、ソフトボール、鳥海 円香、
硬式野球、佐野 岳生、相撲、瑞穂第二中学校、剣道、金龍館道場、
詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長

詳細について説明いたします。

瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、平成27年9月4日（金）午後7時30分から表彰審査会を開催しました。体育協会の島崎会長が審査会会長となり議事を進めていただきました。

今回のスポーツ優秀賞申請受理件数は個人2件、団体1件の合計3件で3件とも該当となりました。

スポーツ奨励賞の申請受理件数は個人4件、団体2件の計6件で6件とも該当となりました。指導者

賞については、申請はありませんでした。今回該当となった被表彰者は、先ほど教育長から説明のあったとおりです。

審査会の意見といたしまして、申請のあった全ての案件において、申し分のない成績であり優秀賞、奨励賞ともに全員一致で受賞との意見です。

この意見を、9月10日（木）に教育長に報告し、審査委員会での該当者を被表彰者として決定することになりましたので、報告いたしました。

なお、表彰につきましては、10月11日（日）に開催予定の町民体育祭で実施する予定です。

以上、平成27年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者についての報告とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 1点だけお伺いしますけれども、二中の相撲大会の出場ということですが、二中には相撲部はあるのですか。

社会教育課長 相撲部はございませんが、学校の代表として大会に出場したということです。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項4を承認いたします。

以上が議事日程に記載された事案ですが、ここで教育長から報告事項5の追加送付があります。

お諮りいたします。この際、報告事項5、教育委員会事務局職員の人事異動について、を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長 ご異議ないものと認めます。

それでは、報告事項5、教育委員会事務局職員の人事異動について、を日程に追加し議題といたします。事務局より追加日程の配布をいたしますので、暫時休憩とします。

(休憩)

森田委員長 再開いたします。追加日程第1、報告事項5、教育委員会事務局職員の人事異動について、教育長より説明を求めます。

教育長 報告いたします。平成27年10月1日付け教育委員会事務局職員の人事異動については、別紙内容の通りとなりますので、報告するものです。別紙、内示の組織表をご覧ください。ここに記載の4名が対象でありまして、実質、教育委員会としては2名の異動が行われることとなります。以上です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

質問もないようですので、終結いたします。報告事項5を承認いたします。

ここでお諮りします。

9月30日をもって委員長及び委員長職務代理者の任期が満了となります。先日行われた瑞穂町議会で、滝澤職務代理者が再任され、10月1日の教育委員に変更はありませんので、10月1日からの委員長及び職務代理者の選挙を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 ご異議ないものと認めます。

それでは、委員長の選挙及び委員長職務代理者の選挙を日程に追加し、議題といたします。

選挙に実施にあたり、私を含めた全委員に発言の機会がありますので、選挙の進行については事務局である、福井教育部長に執り行っていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 ご異議ないものと認めます。それではそのようの進行いたします。

事務局より追加日程の配布及び進行の交代をいたしますので、暫時休憩とします。

(休憩)

教育部長

再開いたします。

追加日程第2、委員長の選挙を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、10月1日からの委員長について、委員のうちから委員長選挙を行うものです。

なお、委員長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項により1年となっています。

選挙の方法につきましては、瑞穂町教育委員会会議規則第6条第1項により「単記無記名投票」によるものとされています。

また、同条第3項の規定により委員の中で異議がないときは「指名推薦」の方法をとることができるかとされています。

どちらの方法で行うか委員の皆様にご意見をうかがいます。

森田委員長 指名推薦でお願いいたします。

教育部長 ただいま、森田委員より委員長選挙につきましては指名推薦の方法により行う旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

教育部長 それでは、ご異議ないようですので、委員長選挙につきましては、指名推薦の方法により行います。

どなたかご指名をお願いいたします。

森田委員長 滝澤委員にお願いしたいと思います。

教育部長 ただいま、滝澤委員を推薦する旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

教育部長 それでは、ご異議ないようですので、滝澤委員を10月1日からの委員長に決定させていただきます。

新委員長に決まりました滝澤委員、ごあいさつをおねがいします。

滝澤委員 森田委員長の後で大変大役ではありますが、皆様の暖かいご配慮などいただきまして、短い期間だとは思いますが、最善を尽くしがんばりたいと思います。前任の森田委員長ほどは力を出せないと思いますけれども、大役を勤めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育部長 ありがとうございます。

次に追加日程第3、委員長職務代理者の選挙を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、10月1日からの委員長職務代理者について指定を行うものです。

委員長職務代理者の指定の方法につきましては、教育委員会会議規則第7条により委員長選挙の規定を準用することになっております。選挙の方法につきましては、教育委員会会議規則第6条第1項の規定により「単記無記名投票」によるものとされています。

また、同条第3項の規定により委員の中で異議がないときは「指名推薦」の方法をとることができるかとされています。

どちらの方法で行うか委員の皆様にご意見をうかがいます。

森田委員長 指名推薦でお願いいたします。

教育部長 ただいま、森田委員より委員長職務代理者の選挙につきましては指名推薦の方法により行う旨の発言がありました。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

教育部長 それでは、ご異議ないようですので、委員長職務代理者の選挙につきましては、指名推薦の方法により行います。

どなたか指名をお願いいたします。

森田委員長 関谷委員にお願いしたいと思います。

教育部長 ただいま、関谷委員を推薦する旨の発言がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

教育部長 それでは、ご異議ないようですので、関谷委員を10月1日からの委員長職務代理者に決定させていただきます。

新委員長職務代理者に決まりました関谷委員、ごあいさつをおねがいします。

関谷委員 ご指名いただきました。やっと一年が経とうとしているところで、まだわからないところがありますが、委員長を補佐しながら、がんばりたいと思います。よろしく申し上げます。

教育部長 追加日程が終了しましたので、進行を委員長へお戻しいたします。

森田委員長 次に議席の決定を行います。

議席の決定は、会議規則第5条の規定により、くじで行うことになっておりますので、これよりくじを行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 議席の決定は瑞穂町教育委員会会議規則第5条の規定にありますが、会議の運営上、5番を委員長、事

務方の長であります教育長を4番とさせていただきたいと思います。そして、1番、2番、3番をくじで3人の委員に引いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。引く順番としましては、今、座っていただいております席順としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言)

事務局 それでは、関谷委員からお願いいたします。

くじの結果を発表します、1番委員に関谷委員、2番委員に戸田委員、3番委員に森田委員、4番委員に鳥海教育長、5番委員に滝澤委員長と決定いたしました。

この議席については、次回定例会より採用させていただきます。

森田委員長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

森田委員長 振り返りますと4年間という長い期間でございました。この間、全国的に教育を取り巻く環境というのは大きく変化した時間だったかなと感じています。いじめ問題ですとか、体罰問題ですとか、あるいは最近では自殺ですとか、いろんな問題が発生しております。その中で、幸いにも瑞穂町におきましては、決定的な事案に至るようなことはございませんでした。これにつきましても、教育委員会職員を始め、学校の先生方、あるいは教育委員の皆さんのおかげではないかと思えます。今後とも、教育委員制度が変わったり、いろんな問題が出てくると思えます。そういった意味では、滝澤委員長にもいろんなご苦勞をかけると思えます。私も一委員として協力していきたいと思えます。4年間ではありましたが、皆様のご協力をいただき、勤めさせていただきました。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

森田委員長 これにて平成27年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前9時39分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員